

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

平成31年度税制改正大綱（平成30年12月14日決定）において、**国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の基準が引き上げられる**こととなり、平成31年3月末に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日に施行される予定となっています。

これを受けて、本市においても長久手市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分にて3月末に行う予定です。

国民健康保険税の課税限度額の引上げ(予定)

(1) 改正の予定内容

基礎課税額に係る課税限度額を次のとおり引き上げます。

区 分	改正前	改正後	引上げ額
基礎課税額	58万円	61万円	3万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	19万円	変更なし
介護納付金課税額	16万円	16万円	変更なし
合 計	93万円	96万円	

(2) 今後の影響

国民健康保険税の課税額が**年間 約400万円 増加する**ことが見込まれます。
(保険税率改正後の額)

(3) 影響世帯：課税限度額超過世帯（推計）

	改正前	改正後
限度額超過世帯	141世帯	133世帯

8世帯減少

※平成31年1月試算

(4) 県内の課税限度額の状況（平成30年度）

限度額(円)	93万	92万	89万
市町村数	37	1	16

(5) 限度額改正経過

	H22	H23	H26	H27	H28	H29	H30	H31
法令限度額(円)	73万	77万	81万	85万	89万	改正なし	93万	96万
長久手市	65万	73万	77万	81万	85万	89万	93万	96万

(6) 施行日

平成31年4月1日

3月末に専決処分にて改正予定の条例

国民健康保険税の軽減判定所得の基準額の引上げ(予定)

(1) 改正の予定内容

国民健康保険税（被保険者均等割・世帯別平等割）の2割軽減及び5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を次のとおり引き上げます。

	変更前	変更後
2割	33万円 + 被保険者数×50万円	33万円 + 被保険者数 × 51万円
5割	33万円 + 被保険者数×27.5万円	33万円 + 被保険者数 × 28万円

(2) 軽減対象となる世帯の例

30代の夫婦+子ども2人
給与収入300万円（所得192万円）の場合

	被保険者数	基準額	軽減判定額	
2割	33万円 + 4人×	51万円	= 237万円以下	○該当
5割	33万円 + 4人×	28万円	= 145万円以下	×非該当

この世帯の所得は軽減判定額237万円以下のため、**2割軽減**に該当します。

(3) 影響世帯：軽減対象世帯（推計）

	変更前	変更後	
2割軽減	571世帯	585世帯	14世帯増
5割軽減	554世帯	569世帯	15世帯増

※平成31年1月試算

(4) 今後の影響：国民健康保険税の減少額（推計）

	変更前	変更後	
2割軽減	910万円	940万円	30万円減少
5割軽減	2,260万円	2,320万円	60万円減少

※平成31年1月試算

(5) 施行日

平成31年4月1日